



Title	1918-1945年における帝国大学大学院への女性の進学状況（二）：法学専攻の進学者に着目して
Author(s)	山本, 美穂子
Citation	北海道大学大学文書館年報, 14, 98-113
Issue Date	2019-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73820
Type	bulletin (article)
File Information	ARHUA_14_5.pdf



[Instructions for use](#)

< 研究ノート >

1918～1945年における帝国大学大学院への女性の進学状況(二)

——法学専攻の進学者に着目して——

山本 美穂子

はじめに

近代日本において、女性が高等教育機関で法学の修学機会を得るには、1920年代を待たなければならない。「弁護士法」の改正が、その背景のひとつにあった。

1893年3月3日法律第七号として公布された「弁護士法」は、第二条第一項において、「日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト」を「弁護士タラムト欲スル者」の条件と規定した¹⁾。性別の差異による不平等な規定が、女性に対して弁護士になる道を完全に閉ざしていた。弁護士だけでなく、判事、検事といった司法に係る職種は、男性に限られたものであった²⁾。

その後、1922年10月、司法省は省内に「弁護士法改正調査委員会」を設置した。同委員会は1927年10月、司法大臣に女性の弁護士を認める項を盛り込んだ弁護士法改正綱領を答申した。1928年に入ると、婦人参政権運動とも連動し、新聞紙面は「婦人弁護士」という用語でさらに賑わった³⁾。改正綱領をもとに審議と修正が加えられ、1929年3月法制局は、第二条第一項を「日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト」から、「帝国臣民ニシテ成年者タルコト」とする改正案をまとめた。この改正案は、1933年3月貴族院・衆議院両院を通過して成立、1933年5月1日法律第五十三号として改正弁護士法が公布され、1936年4月1日に施行となった⁴⁾。これにより、弁護士への道が女性にも開かれることとなった。

改正弁護士法の施行を前に、1922～1933年の間には、①専門学校、②私立大学、③帝国大学の各階梯で、女性が法学を修学できる場所が見られるようになった。①専門学校では「女子経済専門学校」(1928年新設)⁵⁾と「明治大学専門部女子部法科」(1929年新設)、②私立大学では「同志社大学法学部」(1922年同志社女学校専門学部の英文科卒業生に対して学部学生としての入学を認可⁶⁾、1923年法学部法律学科に女性1名入学⁷⁾)と「明治大学法学部」(1931年明治大学専門部女子部卒業生に対して学部学生としての入学を認可、1932年法学部に女性15名入学⁸⁾)、③帝国大学では「東北帝国大学法文学部」(1922年設置)と「九州帝国大学法文学部」(1924年設置)である。

1940年女性初の弁護士となった中田正子(旧姓 田中)の学業履歴を確認すると、東京府立第二高等女学校を卒業後、(1)女子経済専門学校(1928年入学、1931年卒業)→(2)

日本大学法学部（1931年選科生として入学、1934年選科修了）→（3）明治大学専門部女子部法科（1934年3年次に編入学、1935年卒業）→（4）明治大学法学部（1935年学生として入学）を経ており、紆余曲折していることがわかる⁹⁾。私立大学の本科生（学部学生）にたどりつくまでに4年を費やし、専門学校を2校と私立大学の選科生をわたってきている。女性が法学を修学するための道のりは、高等学校・大学予科・官私立大学・帝国大学に対して入学資格があった男子と大きく異なり、決して平坦なものではなかった。

また、弁護士となるには、第一に、「高等試験令」（1929年3月28日公布、勅令第十五号）にもとづく高等文官試験司法科試験の「本試験」（筆記試験、口述試験）に合格しなければならなかった。本試験の受験資格には、至難であると評判であった「予備試験」（論文、外国語試験）に合格した者か、「予備試験」を免除された者（①高等学校高等科卒業者、②大学予科修了者、③文部大臣の定めた所によりこれと同程度以上の学力を有する者と認められる者）の2区分があった。③は文部大臣が指定した専門学校の卒業生にあたるが、「女子専門学校で文部省からこの指定を受けたものは皆無であったから、女性が司法科試験の受験資格を持つには大学在学中か卒業生になる外ない」と、1938年女性初の司法科試験合格者のひとりである三淵嘉子（旧姓 武藤）は回想している¹⁰⁾。

本稿では、前稿¹¹⁾に引き続き、戦前戦後期の女性のキャリアパスにおける大学院進学的位置付けを考察する一環として、上記でみてきた女性の法学に関する進学先に着目し、1945年までの帝国大学の大学院における女性の進学状況を確認するものとする¹²⁾。まず、①1923～1945年における東北帝国大学法文学部、②1925～1945年における九州帝国大学法文学部への女性の進学状況を確認した後、③1945年までにおける帝国大学大学院の法学及び法文学専攻の女性進学者を一覧化し、④法学専攻者である韓桂琴（東京帝国大学大学院1934～1937年在学）と立石芳枝（東京帝国大学大学院1935～1940年在学）について、大学院進学の動機や進学を支援した人的つながり、大学院進学後のキャリアパス等を考察する。

1. 帝国大学の法文学部への女性の進学状況（1923～1945年）

「帝国大学令」（1919年2月7日公布、勅令第十二号）のもと、文系の学部を有した帝国大学は、国内では、東京帝国大学（法学部、文学部、経済学部）、京都帝国大学（法学部、文学部、経済学部）、東北帝国大学（法文学部）、九州帝国大学（法文学部）であった。その内、学部学生（本科生）として女性の入学を認めていた大学は、東北帝国大学と九州帝国大学の2大学であった。東北帝国大学法文学部は1922年に、九州帝国大学法文学部は1924年に設置された。両帝国大学は「法文学部規程」において、女子高等師範学校・女子専門学校等を卒業した女性に、第二次募集（高等学校卒業生を入学許可した後で、入学定員に欠員がある場合の募集）での入学資格を認めた。以下に、両帝国大学の法文学部における女性の進学状況を確認するものとする。

1-1. 東北帝国大学法文学部における女性の進学状況 (1923~1945年)

1923~1945年、東北帝国大学法文学部への学部学生としての女性の進学状況は、表1のとおりである。1939年以外は女性の入学者が見られ、90名を数える¹³⁾。聴講生から本科への編入学者16名を加えると合計106名に達する。女子高等師範学校には「文科」があり、多くの女子専門学校では「文科」に類する課程（例としては、東京女子大学では英語専攻部・国語専攻部、大阪女子専門学校では国文科・英文科など）を有していたこともあり、文科志望者は90名中84名と圧倒的多数を占めた。専攻分野は、国文学（24名）が最多で、東京女子高等師範学校・東京女子大学・日本女子大学校・実践女学校専攻科（1932年実践女子専門学校に改称）・大阪女子専門学校等の出身者が進学している。専攻分野はその他に、英文学（11名）、心理学（10名）、国語学（8名）、哲学（7名）、美学（3名）、教育学（3名）、国史学（3名）、西洋史学（2名）、日本思想史学（2名）、宗教学（2名）、倫理学（2名）、西洋哲学（1名）と幅広く見られる。

表1 東北帝国大学法文学部における女性入学者数一覧 (1923~1945年)

入学年	入学者数	学科（専攻分野）・専攻者数	
1923年4月	2		文科（哲学）・1、文科（心理学）・1
1924年4月	1		文科（英文学）・1
1925年4月	5		文科（英文学）・1、文科（美学）・1、文科（宗教学）・1、文科（教育学）・1、文科（不詳）・1
1926年4月	1		文科（倫理学）・1
1927年4月	2		文科（西洋史学）・1、文科（心理学）・1
1928年4月	3		文科（日本思想史学）・2、文科（国語学）・1
1929年4月	5	法科・1	文科（国文学）・3、文科（英文学）・1
1930年4月	1		文科（西洋哲学）・1
1931年4月	1	法科・1	
1932年4月	5	法科・1	文科（英文学）・1、文科（哲学）・2、文科（心理学）・1
1933年4月	3		文科（国文学）・1、文科（心理学）・2
1934年4月	5	法科・1	文科（哲学）・1、文科（国文学）・1、文科（英文学）・2
1935年4月	3	法科・1	文科（国史学）・1、文科（心理学）・1
1936年4月	4		文科（国文学）・2、文科（英文学）・1、文科（心理学）・1
1937年4月	2		文科（国文学）・1、文科（英文学）・1
1938年4月	3		文科（国文学）・3
1940年4月	2		文科（美学）・2
1941年4月	3	経済科・1	文科（英文学）・1、文科（国語学）・1

1942年4月	7			文科(国文学)・3、(英文学)・1、文科(国語学)・3
1942年10月	3			文科(哲学)・1、文科(国文学)・1、文科(心理学)・1
1943年10月	9			文科(哲学)・2、文科(国文学)・3、文科(国史学)・1、文科(国語学)・2、文科(心理学)・1
1944年10月	15			文科(倫理学)・1、文科(国文学)・5、文科(英文学)・1、文科(国史学)・1、文科(国語学)・1、文科(心理学)・1、文科(教育学)・2、文科(不詳)・3
1945年4月	5			文科(国文学)・1、文科(西洋史学)・1、文科(宗教学)・1、文科(不詳)・2

出典) 『東北帝国大学一覽』、『東北帝国大学学報』、永田英明「東北帝国大学における女子学生・女性研究者」(『東北大学史料館紀要』第9号、2014年3月、1～20頁)等より作成。

備考) 聴講生から本科への編入学者16名については、入学年が不明な場合があるため表1に含めていない。

一方、法文学部の女性入学者90名中、法科専攻者は5名、経済科専攻者は1名とごく少数であった。法科専攻者を詳しくみると、表2のとおりである。出身校は、日本女子大学校英文学部1名、福岡女子専門学校文科1名、実践女学校専攻科2名、和洋女子専門学校1名であり、法学の課程をもつ女子専門学校の出身者ではない。実践女学校専攻科は国文科・英文科の課程であり、和洋女子専門学校は裁縫課程のみの学校であった¹⁴⁾。

表2 東北帝国大学法文学部における法科専攻者一覽

入学年	氏名(改姓後)	出身校	学士号(取得年)
1929年4月	赤羽美智子(有賀美智子)	日本女子大学校英文学部1928年卒業	法学士(1932年)
1931年4月	塩川幾久	福岡女子専門学校文科1928年卒業	法学士(1934年)
1932年4月	木崎千枝(保屋野千枝)	実践女学校専攻科	法学士(1935年)
1934年4月	望月智恵(田中智恵)	実践女学校専攻科	法学士(1937年)
1935年4月	吉野トヨ(鈴木トヨ)	和洋女子専門学校	—

出典) 『東北帝国大学一覽』、『櫻楓会会員名簿』(1953年)、有賀美智子追悼文集刊行委員会編『有賀美智子追悼文集』(有賀きょうだい会、2000年)、渡邊俊「一向学心に燃えた2人の女専生—福岡県女子専門学校から東北帝国大学へ」(『福岡女子大学広報』第94号、2016年、13頁)等より作成。

女性で初めて法科を専攻したのは、日本女子大学校英文学部を1928年卒業し、附属の高等女学校の教諭を勤めていた赤羽美智子であった。前述したように、弁護士法の改正が新聞紙面を賑わしている中、赤羽は東北帝国大学法文学部を受験したことになる。法制局の修正確定案が決まったのは1929年3月、赤羽が法文学部に入学したのはその翌月であった。

法文学部での女子学生ひとりの学生生活が容易なものではなかったことは、下記のとおり、赤羽の回想からもうかがえる¹⁵⁾。

何しろ法律関係の講義に出る女子学生は二五〇名位の学生中私一人だったし、男子学生の殆どは高等学校単位にグループをつくっており、不幸にして私は知っている男子学生は一人もなかったの、全く孤立というか、生意気な言い方をすれば、身を引き締めていたので孤高を保っていたということになる。この状態は決して楽なものではなかった。第一講義のノートを借用する人は誰もいないので講義を休むことができなかった

法文学部では、「中川先生の身分法学は明治民法を踏まえ乍らも大正デモクラシーの理念を投影させながら、家、法律上の男女の差別問題をそれとは気づかせないような名調子の講義だった」と民法学第三講座担任の中川善之助教授による「身分法学」（親族法・相続法）の講義に感銘を受けており、中川教授主宰の法律相談所での経験が忘れ難いとも述べている¹⁶⁾。1932年3月法文学部を卒業した後、赤羽は刑法教室に副手として、1934年3月～12月は助手として勤務した。大学に残った理由を、「米国の大学で犯罪にかかわる応用心理学を学びたいという希望が果たせなくて、東北大で法律を勉強することになったので、副手・助手として大学に残して頂いたのは刑法教室だった」と赤羽は回想している¹⁷⁾。一方で、赤羽の長女（有賀千代見）は、母から聞いた話として、「弁護士試験を目指して勉強していた」と記憶している¹⁸⁾。いずれにしても、赤羽は大学院への進学という選択肢については一切触れていない。

1-2. 九州帝国大学法文学部における女性の進学状況（1925～1945年）

1925～1945年における九州帝国大学法文学部への学部学生としての女性の進学状況は、表3のとおりである。なお、九州大学百年史編集委員会編『九州大学百年史』第11巻資料編Ⅳ（九州大学、2017年）掲載の統計資料では、法文学部学生について、1935年度の卒業生・入学志願者・入学者数から女子数を外数で記述しているが、1925～1934年度については一切記述がない。本稿の表3では、一部不詳な個所（1929年1名、1944年2名の入学者）はあるが、現時点の調査で判明した入学者について、氏名・専攻等を明示することとする。

表3 九州帝国大学の法文学部における女性入学者数一覧（1925～1945年）

入学年	入学者数	入学者氏名（転学等、専攻、学士号・取得年）
1925年	2	織戸登代子（経済学専攻、経済学士・1928年）、調須磨（哲学専攻、文学士・1928年）
1926年	1	渡邊けい（独文学専攻、文学士・1929年）
1927年	3	小笠原雛代（国文学専攻、文学士・1930年）、星子菊代（英文学専攻、文学士・1930年）、松田フミ子（社会学専攻、文学士・1930年）
1929年	2 (3)	土井杉野（東北帝国大学から転学、心理学専攻、文学士・1931年）、塩川幾久（法学専攻、東北帝国大学へ1931年転学）
1930年	1	村上栄（経済学士・1933年）

1931年	4	朱毅如（法学士・1935年）、大崎サチエ（心理学専攻、文学士・1934年）、森満枝（経済学士・1934年）、趙賢景（西洋史学専攻、文学士・1934年）
1932年	3	大成栄（法学士・1936年）、山中摩耶子（国文学専攻、文学士・1935年）、和田光子（西洋史学専攻、文学士・1935年）
1933年	1	藤田霜子（英文学専攻、文学士・1936年）
1934年	2	宗惠普（法学士・1937年）、原田文枝（国史学専攻、文学士・1937年）
1935年	1	森ミツ子（1933年選科生入学から本科入学、哲学専攻、文学士・1936年）
1936年	3	福柳チエ子（法学士・1939年）、桂俊泰（英文学専攻、文学士・1939年）、松本とめ（1932年選科生入学から本科入学、国史学専攻、文学士・1937年）
1937年	3	重松善子（不詳）、大杉千恵子（西洋史学専攻、文学士・1940年）、藤井昌子（英文学専攻、文学士・1940年）
1938年	1	瀬利サクラ（国文学専攻、文学士・1941年）
1940年	1	渡辺文子（国文学専攻、文学士・1942年）
1941年	1	八並久美子（英文学専攻、文学士・1943年）
1942年4月	1	山口フミ（法学士・1944年）
1942年10月	2	大田フサエ（1939年選科生入学から本科入学、英文学専攻、文学士・1943年）、山崎孝子（国文学専攻、文学士・1945年）
1944年	3 (5)	城野節子（仏文学専攻、文学士・1947年）、国広奎子（英文学専攻、文学士・1947年）、細井富久子（国文学専攻、文学士・1947年）

出典）『九州帝国大学一覽』、『文部省年報』、『九大法学部同窓会名簿』（1983年）、『九州大学経済学部卒業生名簿』（1990年）、九州大学文学部『同窓会名簿 昭和45年12月現在』（1971年）等より作成。
備考）入学者数欄の（ ）内の数値は、『文部省年報』、九州大学七十五年史編集委員会編『九州大学七十五年史』別巻（九州大学、1992年、527頁）等に記載があった人数である。現時点では、1929年1名、1944年2名の氏名が不詳である。

1925～1945年における九州帝国大学法文学部への女性の入学者は、現時点で35名が確認できる¹⁹⁾。専攻分野別では、英文学（7名）、国文学（6名）、法学（6名）、経済学（3名）、西洋史学（3名）、心理学（2名）、国史学（2名）、哲学（2名）、独文学（1名）、社会学（1名）、仏文学（1名）であり、英文学専攻に次いで、法学・国文学専攻者が多いことがわかる。

法学専攻者6名を詳しくみると、表4のとおりである。九州帝国大学法文学部の法学専攻の最初の女性入学者は、1929年入学の塩川幾久である。東北帝国大学法文学部の法科専攻の最初の女性入学者（赤羽美智子）と同一の年の入学であった。改正弁護士法の公布は1933年5月まで待たねばならないが、1928年は弁護士法改正に向けて、「婦人弁護士」誕生への機運が高まる報道がなされ、女性の職業選択肢に「弁護士」が加わる可能性が現実味を帯びてきていた。塩川もその可能性を感じ取っていたに違いない。塩川は、その後、1931年東北帝国大学法文学部へ転学した。憲法学講座担任の佐藤丑次郎教授による「憲法」講義では抜群の成績をあげ²⁰⁾、赤羽美智子に続き、1934年には法学士となった。

九州帝国大学法文学部の法学専攻の女性入学者6名中、2名は留学生（中国から朱毅如、

朝鮮から宗惠普)であった。朱毅如は江西省出身で、政治学を希望して法文学部に入学し、卒業後は江西省立大学教授に就いたという²¹⁾。九州帝国大学法文学部では女性の法学士を5名輩出したが、いずれも九州帝国大学大学院へ進学することはなかった。

表4 九州帝国大学法文学部における法学専攻者一覧

入学年	氏名 (改姓後)	出身校	学士号 (取得年・授与大学)
1929年	塩川幾久	福岡女子専門学校文科1928年卒業	東北帝国大学へ1931年転学、法学士 (1934年・東北帝大)
1931年	朱 毅如	梅花女子専門学校	法学士 (1935年)
1932年	大成 栄	京都女子専門学校	法学士 (1936年)
1934年	宗 惠普	梨花女子専門学校	法学士 (1937年)
1936年	福榊チエ子 (門上千恵子)	広島女子専門学校	法学士 (1939年)
1942年4月	山口フミ	日本女子大学校英文学部1931年卒業	法学士 (1944年)

出典) 前掲『九大法学部同窓会名簿』、前掲「一向学心に燃えた2人の女専生—福岡県女子専門学校から東北帝国大学へ」、前掲『櫻楓会会員名簿』等より作成。

2. 帝国大学大学院の法学及び法文学専攻への女性の進学状況

1945年までにおける帝国大学大学院の「法学」及び「法文学」専攻への女性の進学状況は、各帝国大学発行の『大学一覧』等に拠れば、表5のとおり、18名が判明する。内訳は、東北帝国大学大学院が11名(専攻別では国文学4名、心理学4名、日本思想史学1名、国史学1名、英文学1名)、東京帝国大学大学院が3名(法学専攻2名、国文学専攻1名)、九州帝国大学大学院が4名(哲学、経済学、社会学、心理学専攻が各1名)である。法学専攻者が見られるのは、東京帝国大学大学院のみである。

表5 帝国大学の大学院における「法学」及び「法文学」専攻の女性入学者一覧 (1926~1945年)

入学年	大学名	入学者数	氏名 (専攻分野/大学院での攻課題目)
1926年	東北帝国大学	1	黒瀬ツヤ (心理学専攻/思惟作用の発達)
1928年	九州帝国大学	1	調須磨 (哲学専攻/現象学研究)
1929年	九州帝国大学	1	織戸登代子 (経済学専攻/資本貯蓄及景気変動に関する研究)
1930年	九州帝国大学	1	松田フミ子 (社会学専攻/社会形態に於ける階級及分業論)
1931年	東北帝国大学	1	三浦なを (日本思想史学/女性精神史)
1932年	東北帝国大学	1	林瑞栄 (国文学専攻/近世における文学観)
1934年	東京帝国大学	2	韓 桂琴 (法学専攻/国際政治及外交史)
	九州帝国大学		大崎サチエ (心理学専攻/児童心理学)

1935年	東京帝国大学	2	立石芳枝（法学専攻／民法特に親族相続法）
	東北帝国大学		相馬恵美子（心理学専攻／心理学の方法）
1936年	東北帝国大学	3	松村緑（国文学専攻／詩歌史の研究） 北島光子（心理学専攻／幼児の社会的行動について） 櫻井時代（心理学専攻／女子青年の心理学的研究）
1938年	東北帝国大学	1	小糸美子（国史学専攻／六朝時代美術の研究）
1940年	東北帝国大学	1	木村俊子（国文学専攻／国文学）
1941年	東北帝国大学	1	林愛子（国文学専攻／日本小説史）
1943年	東京帝国大学	1	王 寧（国文学専攻）
1945年	東北帝国大学	1	中川千代子（英文学専攻／英国中世文学）

出典） 拙稿「1918～1945年における帝国大学大学院への女性の進学状況（一）——化学専攻の進学者に着目して」（『北海道大学大学文書館年報』第13号、2018年3月、50～51頁）の表1をもとに、『九州帝国大学一覧 昭和三年』～『九州帝国大学一覧 昭和十八年』の「学生及生徒姓名」（毎年5月末日調）の在学者名簿、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』部局史一（東京大学、1986年）等により補完した。

備考1）『文部省年報』に拠れば、1938年東京帝国大学大学院（法学）に女性入学者1名（1938～1939年在学）の記載があるが、『東京帝国大学一覧』（昭和十三年度、昭和十四年度）掲載の学生名簿では判別が不能であり、不詳である。また、1943年東京帝国大学大学院（文学）に女性入学者2名（外国人留学生）の記載があるが、該当時期の『大学一覧』が未刊行であり、前掲『東京大学百年史』部局史一（459頁）では1名しか言及がないため、不詳である。

備考2）『文部省年報』に拠れば、1942年4月東北帝国大学大学院（法文学）に女性入学者1名の記載があるが、該当時期の『東北帝国大学一覧 昭和十七年』や、「大学院入退学その他綴 昭和十三年 昭和十八年五月」（東北大学史料館所蔵）には、該当する女性は見当たらなかった。

東北帝国大学では、1923年以来、法文学部への女性の入学は「文科」であったが、1929年に赤羽美智子が「法科」に入学して以降、法学士4名（赤羽美智子、塩川幾久、木崎千枝、望月智恵）を輩出している。1926～1945年にかけて、東北帝国大学大学院の法文学分野に進学した女性11名は、すべて法文学部で文科を専攻した文学士であった。1946～1949年も大学院に進学した女性の法学士はひとりも見当たらない²²⁾。旧制大学期をとおして、東北帝国大学大学院では、法学を攻究する女性の進学者はなかったのである。

九州帝国大学大学院では、法文学分野へ進学した女性には、法学士は見当たらないが、文学士3名と経済学士1名が確認できる。法文学部第1期生（2名）が、いずれも大学院に進学した。第1期生の調須磨（文学士）は1928年に、同1期生の織戸登代子（経済学士）は1929～1930年に、『九州帝国大学一覧』の大学院学生名簿（各年5月末日調）に記述がある。調須磨は、直方高等女学校を卒業後、奈良女子高等師範学校文科に進み、同校を1920年3月に卒業、高等女学校教員を2年間勤めた後、東京帝国大学に聴講生として1年通った学業履歴を有している²³⁾。東京帝国大学では、1920年から文学部と経済学部が女性の聴講生を受け入れていた²⁴⁾。文学部では1922年に35名、1923年に66名、1924年に55名の女性の聴講生が在籍しており²⁵⁾、調が東京帝国大学の講義を聴講したのも丁度この時期にあたる。九州帝国大学法文学部での卒業論文は「フッサールの現象学批判」で、「卒業後も更に哲学の蘊奥を極め」たいと新聞報道にある²⁶⁾。一方、東京女子大学高等学部を1925年卒業後、九州帝国大学法文学部に進学した織戸登代子は、法文学部での卒業論文に「ローザ・

ルクセンブルクの資本蓄積に関する研究」を著し、「卒業後は大学院に入って研究したい」と新聞報道がある²⁷⁾。調、織戸両名が大学院を進学した目的は、各自の研究の継続のためであったことがわかる。

一方、東京帝国大学は、敗戦後の1946年まで女性に学部入学を認めなかった大学であるが、大学院への女性の入学については1934年以後、法学専攻(1934年、1935年に各1名)、農学専攻(1938年に1名)、文学専攻(1943年に1名)に入学許可が見られる。農学専攻の1名は前稿で言及した阿武喜美子である。文学専攻の1名は中国人留学生の王寧であるが、詳細は不明である。法学専攻の2名は、韓桂琴と立石芳枝である。中国人留学生の韓は北平大学、立石は明治大学で学士号を取得した女性であった。

以上から、現時点で確認できたのは、1945年までに帝国大学大学院で法学を専攻して進学した女性は、韓桂琴(東京帝国大学大学院1934~1937年在学)と、立石芳枝(東京帝国大学大学院1935~1940年在学)の2名である。以下に、韓桂琴、立石芳枝の大学院進学の動機や、進学を支援した人的つながり等を考察するものとする。

2-1. 東京帝国大学大学院の法学専攻への韓桂琴の進学について

1908年黒龍江省寧安県に生まれた韓桂琴は、北平大学法商学院を1932年7月に卒業、日本に渡り、1933年4月早稲田大学大学院に入学、東京帝国大学には1934年5月~1937年大学院学生として在籍した²⁸⁾。韓桂琴は、東京帝国大学において、「学生」の身分を得た最初の女性であった。

当時、東京帝国大学では、大学院の運営は各学部教授会の裁量に委ねられていた²⁹⁾。文学部教授会では、文学部本科卒業者に対しては大学院入学を許可し、他の帝国大学卒業者に対しては入学資格を認めて志望学科による学力検定試験を課した上で銓衡したが、私立大学卒業者に対しては大学院への入学資格を認めなかった。外国人女性に対しては、文学部の大学院を志望した場合、その都度、審議することを1939年に教授会は定めた³⁰⁾。外国人の女性留学生を別枠にした背景や理由は不明である。文学部の大学院への女性留学生の入学は、その後、1943年10月に中国人留学生の王寧が許可されている。

一方、法学部教授会では、1933年2月6日付東京帝国大学総長宛てに中華民国公使館から「吉林省学生 韓桂琴」が法学部の大学院への入学を希望している旨の推薦・照会を受け、法学部教授会としての判断を求められた。「本学部ニ於テハ学力ノ検定ヲ行ヒ許否ヲ決定スルヘキコトニ教授会ニ於テ議決」したと、2月18日付で穂積重遠法学部長から総長宛てに回答している³¹⁾。法学部教授会は、中国の北平大学の女性卒業者である韓桂琴に対して、入学資格を認め、学力検定試験を課して銓衡すると議決したのである。

法学部教授会は、「大学院学生入学検定法学部内規」にもとづき、大学院学生を銓衡していた。同内規の第一条で、学力検定試験は、①大学令に依る大学の卒業生、②大学令に依る大学と同一程度の外国大学の卒業生に対して行うと規定し、国内外を問わず学士号を有する者に対して入学資格を認めた。内規の第二条は、学力検定試験では、「攻究事項ノ

属スル科目（専攻科目）」と、専攻科目が法律学科に所属する場合の科目（民法、商法、民事訴訟法または刑事訴訟法、刑法、外国法）、または、専攻科目が政治学科に所属する場合の科目（憲法または行政法、政治学、国際公法、政治史または外交史、民法）を課すと規定した。また、外国大学の卒業者に対しては、国語（日本語）の学力も考査するとした³²⁾。韓桂琴は「国際政治及外交史」を専攻希望していたので、（1）国際政治・外交史、（2）政治学科に所属する科目、（3）国語（日本語）の学力考査を受けたものと考えられる。

法学部の大学院に進学した韓桂琴は、外交史講座担任の神川彦松教授から「外交史」を、国際公法第一講座担任の横田喜三郎教授から「国際法」の指導を受けた。指導教授には、横田喜三郎教授が就くことを快諾している。韓桂琴から見た当時の横田教授は、次の回想のように、対外侵略の拡張は国際法に合致しないという立場を表明し、中国人留学生に差別的な態度をとらない人物であった。

日本の中国侵略に対しては公開で反対されたし、新聞に日独伊三国同盟の動きが報道されたときにも激しく反対された。あるときは学生に対して、あるいは個別の談話の中で、日本の対外侵略反対を常に表示され、講義中でもこの問題に触れると、激しく教卓を叩きながら慷慨されることがあった。先生の主張は、純粹法学理論から出発して国際法を護持しようというもので、対外侵略の拡張は国際法に合致しないとしておられた……私は中国人留学生の一人として、横田先生を尊敬し、お近づきになりたいと思った。先生も中国人学生を尊重して下さい、少しの差別もなさらなかった。それで、指導教授のお願いに行ったときにも、よろこんで受け入れて下さった³³⁾

その後、韓桂琴は、「選抜補給留学生」（1934年9月～1936年8月）、「特選留学生」（1936年9月～）に選拔され、外務省文化事業部から学費の給費を受けて大学院生活を過ごしたが、1937年7月夏期休暇で帰省した後、日中戦争のため、大学院に戻ることはなかった。

2-2. 東京帝国大学大学院の法学専攻への立石芳枝の進学について

1910年東京に生まれた立石芳枝は、1928年3月に京都府立第一高等女学校を卒業後、同志社女学校専門学部英文科に進んだが、1929年4月には明治大学専門部女子部（法科）に移り、1932年3月同専門部を第1回生として卒業した³⁴⁾。明治大学専門部女子部に進んだ理由を、後輩の野田愛子³⁵⁾が、次のように立石から聞いている。

裁判官であられたお父上（元大審院判事）が穂積先生とお親しく、穂積先生の始められた学校への入学を強く勧められたためという³⁶⁾

立石芳枝の父は司法官の立石種一、「穂積先生」とは明治大学専門部女子部（法科）の民法講座担任教授を務めた穂積重遠法学博士（東京帝国大学教授）である。立石種一と穂積重遠は、東京帝国大学法科大学法律学科を1908年に卒業した同期生であった³⁷⁾。

専門部女子部の同期には、高窪静江がいた。法律評論社を主宰した法学博士の高窪喜八郎を父にもつ高窪静江は、穂積重遠教授をはじめとした明治大学専門部女子部における教

授陣の熱意を、次のとおりに回想している。

明治女専も女子部と云つて創立早々のことであつたのではじめて生れた女児のやうに可愛がられ、穂積重遠博士をはじめ諸先生方の力の入れられ方は大したもので「我々もあとでガツカリする位講義に力を入れてゐるのだから……」と勉強せねばいけぬと云はれたものであつた³⁸⁾

立石芳枝は高窪と共に、専門部女子部を卒業後、明治大学法学部に進学した。専門部女子部の第1回卒業生54名から、1932年4月明治大学法学部に進んだ者は15名にのぼる³⁹⁾。1935年3月、立石は法学部を卒業し、法学士号を取得した⁴⁰⁾。その年の法学部卒業生の総数は男女あわせて342名⁴¹⁾、成績上位者3位内には立石芳枝・高窪静江の女子学生2名が占めたと報道されるほど⁴²⁾、立石は優秀であつた。

その後、立石芳枝は、1935年5月、学力検定試験に合格し、東京帝国大学大学院に入学した。大学院入学の際には、1935年5月22日付『読売新聞』朝刊が、父の種一の理解ある言葉を載せ、次のように報道している⁴³⁾。

本格的の法律研究に精進するためかねてから東京帝大の大学院へ入学を志願してゐたところこんどむづかしい銚衡を見事パスしてこの五月からいよゝゝ穂積重遠博士の研究室で、親族および相続法を専攻することになつた……娘が勉強したいといふので道楽のつもりで好きなだけやらしてゐるのです……とにかく娘のやりたいところまでやらせるつもりでゐます

立石芳枝は、民法、特に親族・相続法を専攻希望していたので、「むづかしい銚衡」とは、「大学院学生入学検定法学部内規」にもとづくと、(1)家族法(親族法・相続法)、(2)法律学科に所属する科目を課した学力検定試験であつたものと考えられる。

表6 高等文官試験司法科試験における女性の合格者数(1938~1945年)

年度	合格者数	合格者氏名(改姓後の氏名/合格時の所属・出身校)
1938年	3	田中正子(中田正子/明治大学法学部)、久米愛(明治大学法学部)、武藤嘉子(三淵嘉子/明治大学法学部)
1939年	1	鈴木光子(西岡光子/明治大学法学部)
1941年	2	西塚静子(明治大学法学部)、菅沼キヨ(川上キヨ/明治大学法学部)
1943年	2	菅井俊子(見崎俊子/明治大学法学部)、福櫛チエ子(門上千恵子/九州帝国大学法文学部)
1945年 〔特別選考〕	3	村木千里(明治大学法学部)、佐野穎子(結城穎子/明治大学法学部)、渡辺道子(早稲田大学法学部)

出典)『明治大学法曹会創立三十年記念誌』(1991年)、『早稲田女子学生の記録 1939~1948』(早稲田大学校友女子同好会、1979年)、『私の顔 法律家』(『家庭よみうり』第370号、1954年2月、14~15頁)等より作成。
備考) 1944年度は試験未実施、1945年度は特別選考試験(面接選考)での実施。

大学院入学後、立石は、民法第一講座担任の穂積重遠教授、民法学第三講座担任の我妻栄教授の指導をうけ、家族法(親族法・相続法)の研究を続け、1940年3月に大学院の修

業期間5年を以て修了した。

立石芳枝が東京帝国大学大学院学生として在籍中、改正弁護士法（1933年5月公布）が1936年4月に施行となり、女性が高等文官試験司法科試験を受験できる時を迎えた。表6に示したように、1938年度に女性で初めて3名（田中正子、久米愛、武藤嘉子）が司法科試験に合格し、弁護士試験補として実務修習を経て1940年女性初の弁護士が誕生した。そのような中、立石芳枝は、母校の明治大学専門部女子部で講師（1938年4月～）、助教授（1941年4月～）につき、後進を育成すると共に、研究成果を「英法における夫婦財産関係の史的概観」と題した論文にまとめ、1941～1942年にかけて発表した⁴⁴⁾。1944年9月には教授に昇任、民法学者としての道を歩んでいった。

むすび

法学分野で東京帝国大学大学院に進学した2名（韓桂琴、立石芳枝）は、戦後、それぞれの母国において、女性の法律家・法学者の草分けとなった。

韓桂琴（韓幽桐に改名）は、1950年代には最高人民法院華北分院長、最高人民法院民事審判庭庭長、中国社会科学院法学研究所副所長等を務め、1964年にはブダペストで開催された国際法律家協会第八次大会に中国代表団長として出席している。1933年に結婚した張友漁と共に、中国の法曹界で重きをなした⁴⁵⁾。

立石芳枝は、新制の「明治大学短期大学部」が1950年4月に設置された後、法律科の教授につき、「民事演習」などの民法の講義を担当した⁴⁶⁾。短期大学部（1955年10月「明治大学短期大学」と改称）での教授職は1951年4月～1981年3月退職までつとめ、1964～1970年には学長の任にもあたった。一方、新制の明治大学でも、1949年4月から助教授、1960年4月から教授をつとめ、大学院法学研究科（修士課程）の民法学の担当は1953年10月より兼任した⁴⁷⁾。

1950～1960年代にかけては、大学院でも師事した東京大学法学部教授の我妻栄との共著『法律学大系第1部第4 コンメンタール篇 親族法・相続法』（日本評論社、1952年）で親族法の注釈を執筆し、戦前からの研究テーマを継続して、アメリカ・イギリスの家族法（離婚法・夫婦財産関係など）に関する論文を数多く発表した。上記のコンメンタールは、「新家族法の解釈論がまだ模索中の段階にあってその解釈論的基礎を確立した記念すべき業績」と評されるものであった⁴⁸⁾。1962年3月27日には、明治大学で法学博士号（旧制）を取得した⁴⁹⁾。学位請求論文の主論文は「イギリスの無遺言者遺産の管理」と題したイギリスに特有の遺産管理人制度を研究したもので、副論文は「アメリカ法の離婚原因」と題し、アメリカ・イギリスにおける法令と判例法について詳論したものであった。前者は特有であるがためにその研究の意義が認められ、後者は「わが民法における裁判離婚の離婚原因についての解釈に当り貴重な資料を提供したものと評価をうけ、全体を通して「わが国の立法上または民法の解釈上寄与すること極めて大である」との審査結果であった⁵⁰⁾。

以上の経歴をふまえると、「法律研究に精進するため」進学した東京帝国大学大学院での家族法の研究が出发点となり、大きな実を結んだ証左といえる。「わが国最初の女性法学者であったこと、いいかえれば、日本の女性法律家の歴史の扉を開いた方」⁵¹⁾と後進から畏敬された立石芳枝のキャリアパスに、帝国大学大学院への進学が果たした役割は小さくなく、なかったといえよう。

[注]

- 1) 『法令全書』内閣官報局、1893年、13頁。
- 2) 渡辺道子「女性法曹が生まれるまで」(『婦人法律家協会会報』第12号、1971年7月、12～13頁)、『追想のひと 三淵嘉子』(三淵嘉子さん追想文集刊行会編・発行、1985年)等を参照。
- 3) 「婦人弁護士法案いよ—具体化す／来議会へ政府案として提出」(1928年6月12日付『読売新聞』朝刊、3面)、「社会に期待される婦人弁護士の誕生／案の準備は着々進みつゝあるも遺憾乍ら教育機関が手薄」(1928年11月23日付『読売新聞』朝刊、3面)等。
- 4) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第4巻通史編Ⅱ(明治大学、1994年、69～70頁)、前掲「女性法曹が生まれるまで」等を参照。
- 5) 「女子経済専門学校」は法学専門の学校ではないが、森本厚吉(法学博士)の教育思想のもと、女性が「経済的にも独立生活を営み得る実力」を養成するため、同校教授の吉野作造による政治学や、東京帝国大学教授の我妻栄による法律学などの講義があり、新渡戸稲造校長による参政権の講話もあった。森本厚吉が主宰した雑誌『文化生活』に掲載された同校の広告には、「将来は女子弁護士受験資格をも受くる見込」と高等文官試験司法科試験を意識・想定した記述も見られる(『文化生活』第97号、文化普及会、1928年1月、73頁)。また、同校卒業生で女性弁護士第一号となった田中正子は、「法律の我妻栄先生は、いつもにこやかに実例をあげながら分かりやすく民法の話しをされるので、『法律って面白いわね』と皆が楽しみにする科目の一つであった。今にして思えば、先生は当時の旧親族相続法を批判しながら改正法を示唆しておられた」と我妻栄の民法講義に感銘を受け、女子経済専門学校が法学を志した出发点となったことを指摘している(佐賀千恵美『女性法曹のあけぼの 華やぐ女たち』早稲田経営出版、1991年、136頁)。
- 6) 同志社々史料編集所編『同志社九十年小史』(同志社、1965年、402頁)。私立大学における女性の学部学生としての入学資格の許可は、入学資格を規定した学則・規程等の一部改正を私立大学が申請し、それに対して文部大臣が認可する形で決まった。1922年3月、同志社女学校専門学部(1930年同志社女子専門学校と改称)の英文科卒業生で、同志社大学へ学生として進学を志望した者は78名に達した。その際、同志社大学は、文部省の松浦鎮次郎専門学務局長に職員を派遣し、認可に向けた事前交渉を行なっている。松浦は「同志社は自由な学風であるから男女共学の試みも宜しいでせう」と語ったという(「同志社大学から出る婦人の法、文学士」、1922年3月2日付『読売新聞』朝刊、4面)。
- 7) 前掲『同志社九十年小史』、402頁。
- 8) 前掲『明治大学百年史』第4巻通史編Ⅱ(72～82頁)、『明治大学短期大学五十年史』(明治大学短期大学、1979年、14～15頁)等を参照。
- 9) 前掲『女性法曹のあけぼの 華やぐ女たち』(127～148頁)、増本敏子「名花一輪かぐわしく—鳥取に中田正子先生をたずねて」(明治大学法曹会創立三十年誌編集委員会編『明治大学法曹会創立三十年誌』明治大学法曹会創立三十周年記念事業実行委員会、1991年、146～151頁)、『第38回明治大学中央図書館企画展示 中田正子展—明治大学が生んだ日本初の女性弁護士—』(明治大学図書館、2010年)等を参照。
- 10) 三淵嘉子「私の歩んだ裁判官の道—女性法曹の先達として」、前掲『追想のひと 三淵嘉子』、5

- ～6頁。「高等試験令」は、1929年3月28日付『官報』（766～767頁）を参照。
- 11) 拙稿「1918～1945年における帝国大学大学院への女性の進学状況（一）——化学専攻の進学者に着目して」、『北海道大学大学文書館年報』第13号、2018年3月、48～61頁。
 - 12) 1953年8月4日文部省令第二十号は、旧制大学院について、旧制学部が最終卒業生を出した翌年度から六年間を経過した日まで存続すると定めた。旧制大学院が廃止となるまでを対象とすべきであるが、戦中戦後の『大学一覧』の未刊行や統計資料の不整合・欠落等もあり、本稿では、ひとまず、前稿と同様に、1945年度までを区切りとして述べることにする。戦後の旧制大学院の存続に関する資料の発掘は、今後も課題である。
 - 13) 1942年10月以降の入学者情報は、東北大学史料館調（「学籍原簿」の永田英明氏による調査）に拠った。なお、東北帝国大学法文学部は、「法文学部規程」第21条において、聴講生で6単位以上の科目試験に合格した者には、本科入学のための「検定試験」を受けることができると規定していた。そのため、中島貞子（1925年聴講生入学、1926年本科入学、1928年文学士取得）を嚆矢として、聴講生から本科生へと進んだ女性が16名おり、その中から文学士14名・経済学士1名が輩出された。
 - 14) 平塩左右吉編『婦人の向上 女学校卒業者の進むべき上級学校と選ぶべき職業』（帝国教育向上社、1929年）を参照。
 - 15) 有賀美智子「法文学部の思いで」、東北大学法学部同窓会『会報』第15号、1988年6月、4頁。
 - 16) 前掲「法文学部の思いで」、4頁。また、中川善之助教授については、1953年法学部卒業の松嶋由紀子も、「法科の学生は男性ばかりで、居心地の悪い思いもしたが、救いは中川先生の身分法の講義だった。フェミニズムに根ざした先生のご講義が、その後の私の法律学や女性の法的地位の研究にどれだけ深い影響を与えたかは量り知れない」と敬慕している（「新しい時代に向けて」、東北大学法学部同窓会『会報』第29号、2002年6月、4頁）。
 - 17) 前掲「法文学部の思いで」、4頁。
 - 18) 有賀千代見「母の手箱から」、有賀美智子追悼文集刊行委員会編『有賀美智子追悼文集』、有賀きょうだいで会、2000年、306頁。
 - 19) 九州帝国大学法文学部では、「法文学部規程」第1条第3項において、選科生で法文学部講義の6単位の試験に合格した者には本科入学のための「学力検定試験」を受けることができると規定していた。表3の2名（松本とめ、大田フサエ）は、この規定により、選科生から本科生へと進んだ。
 - 20) 「法学士と文学士／東北大学を出る二女性」、1934年3月18日付『婦女新聞』第1762号、19頁。
 - 21) 朱毅如については、佐喜本愛「九州帝国大学女子留学生に関する一考察」（折田悦郎『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』、2004年3月、1～12頁）に詳しい。
 - 22) 「大学院関係綴 自昭和十八年々廿二年」（東北大学史料館所蔵）、「東北大学大学院関係綴／昭二十三 二十四年度」（東北大学史料館所蔵）。
 - 23) 『奈良女子高等師範学校一覧 大正十年度』（1921年）掲載の卒業者名簿、「日本はじめての女性経済学士／横浜が生んだ篤学者／九大が生む新女学士二人」（1928年1月24日付『読売新聞』朝刊、7面）を参照。
 - 24) 文学部については東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』部局史一（東京大学、1986年、426・458頁）、「女子卅二名が愈よ明日から帝大に」（1920年9月12日付『読売新聞』朝刊、4面）、経済学部については「女高師からの使命で東大に聴講する助教授松平友子女史／経済学部婦人に開放さる」（1920年10月9日付『読売新聞』朝刊、4面）、所澤潤「東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料」（『東京大学史紀要』第9号、東京大学百年史編集室、1991年3月、73～75頁）を参照。前掲「東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料」（70～72頁）では、「文部省往復」に綴られた1922年の照会文書で工学部にも女性の聴講生がいることを指摘している。

- 25) 前掲「東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料」、74～75頁。
- 26) 「日本はじめての女性経済学士／横浜が生んだ篤学者／九大が生む新女学士二人」、1928年1月24日付『読売新聞』朝刊、7面。
- 27) 『東京女子大学同窓会月報』第4巻第4号（1938年5月）掲載の同窓会員名簿、前掲「日本はじめての女性経済学士／横浜が生んだ篤学者／九大が生む新女学士二人」を参照。
- 28) 韓幽桐「東大法学部研究室での五年間」、『人民中国』6月号、1981年、50頁。なお、韓桂琴（韓幽桐）については、韓本人が回想した前掲「東大法学部研究室での五年間」（50～55頁）と、東京帝国大学が作成した留学生関係の文書類等を紹介した前掲「東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料」に詳しい。
- 29) 前掲「東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料」、76頁。
- 30) 前掲『東京大学百年史』部局史一、428・458～459頁。
- 31) 1933年2月18日付起案・2月22日付決裁原議書「韓桂琴氏大学院入学ノ件」、「留学生関係 昭和八年」（東京大学文書館所蔵）。
- 32) 韓桂琴の次の案件（1933年4月21日付起案・4月24日付決裁原議書「趙煥章本学大学院入学ニ関スル件」）において、4月18日付で法学部が大学庶務課へ送付した「内規」を典拠とする。前掲「留学生関係 昭和八年」所収。
- 33) 前掲「東大法学部研究室での五年間」、53頁。
- 34) 「立石芳枝教授略歴」、『法律論叢』第53巻第3・4合併号、明治大学法律研究所、1981年2月、207頁。
- 35) 野田愛子（旧姓 荻原）は、明治大学専門部女子部法科に1942年入学し、立石芳枝から民法の講義を受講した。その後、明治大学法学部を1947年に卒業、同年に高等文官試験司法科試験に合格し、1950年裁判官に任官された。立石とは、1950年設立の「日本婦人法律家協会」での集まりを通じて親交を深めたという（野田愛子「立石芳枝先生の訃報に接して」・『婦人法律家協会会報』第22号・1984年5月・6頁、前掲『明治大学法曹会創立三十年誌』90頁を参照）。
- 36) 前掲「立石芳枝先生の訃報に接して」、7頁。
- 37) 『東京帝国大学一覽 従明治四十一年至明治四十二年』1908年、128～129頁。
- 38) 高窪静江「男女共学時代」、竹井書房編輯部編『学生時代の追想』竹井書房、1946年、160頁。1946年当時、高窪は立石と同じく明治女子専門学校教授をつとめている。
- 39) 前掲『明治大学短期大学五十年史』、15頁。
- 40) 前掲「立石芳枝教授略歴」、207頁。
- 41) 『明治大学一覽 昭和十二年十一月』1937年、193頁。
- 42) 「男学生尻目に／女弁護士の卵／明大から女法学士十三名」、1935年3月31日付『読売新聞』夕刊、2面。
- 43) 「女法学士こんどは大学院へ飛躍／男尻目に紅い気焰」、1935年5月22日付『読売新聞』朝刊、7面。
- 44) 『法律論叢』第20巻1号～3号、第21巻1号、明治大学法律研究所、1941年4月・6月・8月、1942年4月。「立石芳枝教授著作目録」（前掲『法律論叢』第53巻第3・4合併号、211頁）を参照。
- 45) 「国際法律家協会総会」（1964年4月7日付『読売新聞』朝刊、3面）、簫虹編『中国婦女伝記辞典 二十世紀巻（1912-2000）』（シドニー大学出版、2016年、235～236頁）等を参照。
- 46) 「明治大学短期大学 第47冊 東京」（国立公文書館所蔵）。
- 47) 「明治大学大学院博士課程設置認可申請書 教員個人調査（別冊） 昭和二十八年十月」、「明治大学 自28年5月至29年3月 第6の5冊 東京」（国立公文書館所蔵）所収。
- 48) 鍛冶良堅「立石芳枝先生のこと」、前掲『法律論叢』第53巻第3・4合併号、巻頭3頁。
- 49) 法学博士号（旧制）の取得は、女性では田邊繁子に次いで2人目であった。田邊繁子は同志社大学

法学部を1928年卒業した法学士で、母校の同志社女学校専門部の講師（1928年～）、専修大学短期大学部教授（1956年～）をつとめた民法学者であった。1962年2月7日、学位請求論文「マヌ法典研究序説」により京都大学で法学博士号を取得した（「田邊繁子先生略歴・業績」・『専修法学論集』第17号・1974年1月・245～248頁を参照）。

- 50) 1962年3月27日付起案・決裁「学位授与認可原議書」（文部省大学学術局、「昭37年 学位授与認可第54冊」所収、国立公文書館所蔵）。学位審査の主査は野田孝明、副査は小出廉二、松岡熊三郎の3教授があたった。明治大学法学部教授会での議決は出席者11名に対し、11名全員が賛成であった。
- 51) 前掲「立石芳枝先生の訃報に接して」、6頁。

【後記】 本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)の交付による研究成果の一部である。

（やまもと みほこ／北海道大学大学文書館員）